

【保管場所使用権原疎明書面】の記載例

○ この書類は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出を行う保管場所が、自己所有の場合に作成するものです。

※ 自動車保管場所証明申請とは、自動車を運輸支局に登録する場合に必要な自動車保管場所証明申請のことです。

※ 自動車保管場所届出とは、軽自動車を新規取得した場合又は車庫証明書の交付を受けた車庫及び届出済の車庫について、更に変更した場合に行う自動車保管場所届出のことです。

保管場所使用権限疎明書面（自認書）

保存期限

. .

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

○ ○ 警察署長 殿

(例) 該当する項目に○印をつけてください。

令和元年 7月 1日

〒 (600-0001)

住 所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫ハイツ101号

(078) 341 局 7441 番

氏 名 兵庫 太郎

- 備考
- 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○をつけてください。
 - 2 土地・建物については、どちらかに当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○をつけてください。